

○伊豆の国市民の歯と口腔(くう)の健康づくり推進条例

平成24年3月27日条例第9号

伊豆の国市民の歯と口腔(くう)の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び歯科医師等の責務並びに保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康づくりの推進及び健康の保持に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯と口腔(くう)の健康づくりは、歯と口腔(くう)の健康が生涯にわたる健康づくりの推進及び健康の保持に欠かすことのできないものであって、子どもの健やかな成長及び糖尿病をはじめ様々な生活習慣病の予防等に重要な役割を果たすことに鑑み、市民自らが歯と口腔(くう)の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、すべての市民が生涯にわたり良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けられることができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、歯と口腔(くう)の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔(くう)の健康づくりに関する知識及び理解を深め、自ら定期的に歯科健診、歯科医療又は保健指導を受け、生涯にわたって歯と口腔(くう)の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第5条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関並びに当該業務に従事する者との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(保健、医療、福祉及び教育等に関する業務を行う関係機関の役割)

第6条 保健、医療、福祉及び教育等に関する業務を行う関係機関並びに当該業務に従事する者は、市民が良質かつ適切な歯科保健医療サービスを受けられることができる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、歯と口腔(くう)の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、

歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯と口腔(くう)の健康づくりに関する基本的な方針
- (2) 歯と口腔(くう)の健康づくりに関する目標
- (3) 歯と口腔(くう)の健康づくりに関し、市が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するために必要な事項

3 市長は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案するとともに、歯と口腔(くう)の健康づくりの推進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、基本計画を見直すものとする。

4 市長は、基本計画を定めるに当たっては、別に定める伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会の意見を聞かなければならない。これを見直すときも同様とする。

5 市長は、基本計画を定めたとき又は見直したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(基本的施策の実施)

第8条 市は、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 幼児期及び学齢期におけるむし歯の予防対策に関すること。
- (2) 成人期における歯周病の予防対策に関すること。
- (3) 高齢期における口腔(くう)機能の維持及び向上のための対策に関すること。
- (4) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する対応に関すること。
- (5) 歯と口腔(くう)の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び調査に関すること。
- (6) 8020運動(80歳になっても自分の歯を20本以上保つよう歯と口腔(くう)の健康づくりを進める運動をいう。)の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するために必要な施策に関すること。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例の一部改正)

2 伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例(平成17年伊豆の国市条例第134号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会条例

第1条中「歯周病の予防対策」を「市民の歯と口腔(くう)の健康づくり」に、「伊豆の国市歯周病予防対策委員会」を「伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会」に改める。

第2条中「歯周病の予防のための施策」を「歯と口腔(くう)の健康づくりを推進するための計画及び施策」に改める。

(伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例の一部改正に伴う経過措置)

3 前項の規定の施行の際現に改正前の伊豆の国市歯周病予防対策委員会条例第4条の規定により委嘱されている伊豆の国市歯周病予防対策委員会の委員は、改正後の伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会条例第4条の規定により委嘱された伊豆の国市歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会の委員とみなす。

(伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 伊豆の国市特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年伊豆の国市条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

歯周病予防対策委員会の委員

」

を

「

歯と口腔(くう)の健康づくり推進委員会の委員

」

に改める。